

戦没者遺族の思いと記憶の次世代継承資料作成業務委託 仕様書

1 目的

戦後 80 年以上が経過し、戦争を直接体験された方々は少なくなり、戦没者遺族の思いや記憶を、戦後生まれの次の世代・若い世代へとつないでいくことが課題となっている。

そのため、戦没者遺族の戦中戦後の暮らしや遺族の苦勞を知り、考えるための資料を整備することで、地域の学びや体験の場（学校、放課後児童クラブなど）において、戦後生まれの世代の理解を促進するとともに、次世代継承を推進することを目的とする。

2 委託業務名

戦没者遺族の思いと記憶の次世代継承資料作成業務委託

3 委託業務の内容

(1) 業務内容

小学校の中・高学年を対象にして、「記載事項」についてわかりやすい資料を作成する（企画、取材、写真撮影、編集、デザイン制作、校正、製本、印刷までのすべて）。

（冊子仕様）A4 版 12 ページ（12 ページを標準とし、提案によっては増減可）

表紙・中面上質 110kg 以上、中綴じ

4 色フルカラー、1,000 部、適宜校正

（記載事項）下記内容を中心に、詳細については取材結果等をふまえ、県と受託者で編集会議（月 1 回程度）を開催するなど、適宜協議のうえ決定する。（ページ数の内訳は多少の増減あり）

- ・戦中戦後の暮らし、遺族の苦勞について、三重県戦争資料館ホームページの体験文集等から漫画、イラスト等によりわかりやすく表現する。（4 ページ）
- ・三重県戦争資料館の戦争遺跡や遺留品、県の追悼式（沖縄「三重の塔」慰霊式を含む）を紹介することにより、戦没者と遺族の歩みを表現する。（2 ページ）
- ・次世代継承を進める若者世代等のインタビューを掲載する。
（3 名を予定）（2 ページ）
- ・語り部研修会において遺族の希望する内容又はワークシート
（2 ページ）

(編集・デザイン) 小学校中学年以上が理解できる内容、デザインとすること。

(成果品) 印刷物に加え、PDF ファイル、illustrator ファイル (アウトラインあり・なしのどちらも) を USB メモリ等の外部記録媒体にて納品すること。

(備考) 取材回数 (場所は県内) : 5 回程度 (インタビュー3 名、原稿作成含む)

編集会議等参加回数 (津市内) : 5 回程度を想定 (状況に応じて 1 ~2 回程度増減する可能性あり。うち 1 回は、10 月上旬の休日に開催予定)

(2) 委託期間

契約日から令和 9 年 3 月 12 日 (金) まで

(3) 契約上限額

1, 2 4 3, 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税含む)

(4) 納入期限

令和 9 年 3 月 12 日 (金) 17 時まで

(5) 納入場所

印刷物については、50 部ずつ帯封し、段ボール箱等で梱包したうえで、三重県子ども・福祉部地域福祉課 (三重県津市広明町 13 番地) に納入すること。なお、デジタルデータを保存した外部記録媒体も同時に納品すること。

4 著作権等の帰属

(1) 本契約に基づく成果物の著作権 (著作権法第 2 1 条から第 2 8 条までに規定する権利で、同法第 2 7 条及び第 2 8 条に規定する権利を含む。) は、成果物の引渡しをもって委託者に譲渡されるものとし、その成果物品中のデータや写真、イラストなどについては委託者が作成する印刷物やホームページなどに自由に使用できるものとする。

(2) 著作者は成果物に係る著作者人格権 (著作権法第 1 8 条から第 2 0 条までに規定する権利をいう。) を将来にわたって一切行使しないものとする。

(3) (1) により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が、受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得した上、委託者に譲渡するものとする。

(4) 成果品等のうち、(1) の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、委託者が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において、委託者及び委託者が指定する者が自由に利用 (著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ) できるものとする。

(5) 成果品等のうち、(1) の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作

物については、受託者は、委託者が成果品等を利用するために必要な範囲において、委託者及び委託者が指定する者が利用することについて、当該第三者の許諾を得るものとする。なお、これに係る費用は受託者の負担とする。

- (6) 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用又は改変する場合は、書面等により委託者に届け出るものとし、委託者は委託者の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

5 契約方法等に関する事項

- (1) 契約条項は三重県子ども・福祉部 地域福祉課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額とし、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約は、三重県子ども・福祉部 地域福祉課において行う。
- (5) 契約代金の支払方法、支払場所、支払時期については、契約条項の定めるところによる。
- (6) 契約書の作成に要する費用は、すべて受託者の負担とします。変更契約についても同様とする。
- (7) 再委託は、原則認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。

6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

7 不当介入に係る通報等の義務及び義務を行った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 県に報告すること。
 - (エ) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (2) 受注者が(1)(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止 要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じること。

8 その他

特記事項

- (1) 本調達にかかる印刷については、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「令和8年度環境物品等の調達方針 3 役務 印刷」の判断基準を満たすこと。(同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているので、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和8年2月）22-2印刷」の「判断の基準」を満たすこと。)

ただし、当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、代替品の納入を認める。

参考：「みえ・グリーン購入基本方針」・「環境物品等の調達方針」（三重県）、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（国）

三重県ホームページ

<https://www.pref.mie.lg.jp/GYOKAKU/HP/84547044152.htm>

- (2) 契約の履行にあたっては、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定を遵守すること。なお、個人情報保護に関する法律第176条、180条及び第184条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意すること。

9 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13 三重県子ども・福祉部
地域福祉課 援護班 落合、伊藤
電話 059-224-3092 FAX 059-224-3085
Email : fukushi@pref.mie.lg.jp